

環境物品等の調達を推進を図るための方針

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第7条第1項の規定に基づき、令和2年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定めたので、同条第3項の規定に基づき、公表する。

I 特定調達物品等の令和2年度における調達の目標

令和2年度における個別の特定調達物品等（環境物品等の調達の推進に関する基本方針の変更（令和2年2月7日閣議決定。以下「基本方針」という。）に定める特定調達品目ごとに判断の基準を満たすものをいう。）の調達目標は、以下のとおりとする。

なお、基本方針に規定された判断の基準は、あくまでも調達の推進に当たっての一つの目安を示すものであり、できる限り環境への付加の少ない物品等の調達に努めることとする。

1. 紙類（7品目）

コピー用紙 フォーム用紙 インクジェットカラープリンター用塗工紙 塗工されていない印刷用紙 塗工されている印刷用紙 トイレットペーパー ティッシュペーパー	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
---	------------------------------

2. 文具類（83品目）

シャープペンシル シャープペンシル替芯 ボールペン マーキングペン 鉛筆 スタンプ台 朱肉 印章セット 印箱	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
--	------------------------------

公印
ゴム印
回転ゴム印
定規
トレー
消しゴム
ステープラー
ステープラー(汎用型以外)
ステープラー針リムーバー
連射式クリップ(本体)
事務用修正具(テープ)
事務用修正具(液状)
クラフトテープ
粘着テープ(布粘着)
両面粘着紙テープ
製本テープ
ブックスタンド
ペンスタンド
クリップケース
はさみ
マグネット(玉)
マグネット(バー)
テープカッター
パンチ(手動)
モルトケース(紙めくり用スポンジケース)
紙めくりクリーム
鉛筆削(手動)
OA クリーナー(ウェットタイプ)
OA クリーナー(液タイプ)
ダストブロワー
レターケース
メディアケース
マウスパッド
OA フィルター(枠あり)
丸刃式紙裁断機
カッターナイフ
カッティングマット
デスクマット
OHP フィルム
絵筆
絵の具

<p> 墨汁 のり（液状）（補充用を含む。） のり（澱粉のり）（補充用を含む。） のり（固形） のり（テープ） ファイル バインダー ファイリング用品 アルバム つづりひも カードケース 事務用封筒（紙製） 窓付き封筒（紙製） けい紙 起案用紙 ノート パンチラベル タックラベル インデックス 付箋紙 付箋フィルム 黒板拭き ホワイトボード用イレーザー 額縁 ごみ箱 リサイクルボックス 缶・ボトルつぶし機（手動） 名札（机上用） 名札（衣服取付型・首下げ型） 鍵かけ チョーク グラウンド用白線 梱包用バンド </p>	
---	--

3. オフィス家具等（10品目）

<p> いす 机 棚 収納用什器（棚以外） ローパーティション コートハンガー </p>	<p>調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。</p>
---	-------------------------------------

傘立て 掲示版 黒板 ホワイトボード	
-----------------------------	--

4. 画像機器等（10品目）

コピー機 複合機 拡張性のあるデジタルコピー機 プリンタ プリンタ複合機 ファクシミリ スキャナ プロジェクタ トナーカートリッジ インクカートリッジ	令和2年度に購入する物品及び2年度より新たにリース契約を行うものについては、調達目標は100%とする。
--	---

5. 電子計算機等（4品目）

電子計算機 磁気ディスク装置 ディスプレイ 記録用メディア	令和2年度に購入する物品及び2年度より新たにリース契約を行うものについては、調達目標は100%とする。
--	---

6. オフィス機器等（5品目）

シュレッダー デジタル印刷機 掛時計 電子式卓上計算機 一次電池又は小型充電式電池	令和2年度に購入する物品及び2年度より新たにリース契約を行うものについては、調達目標は100%とする。
---	---

7. 移動電話等（3品目）

携帯電話 PHS スマートフォン	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
------------------------	------------------------------

8. 家電製品（6品目）

電気冷蔵庫 電気冷凍庫 電気冷凍冷蔵庫 テレビジョン受信機 電気便座	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
--	------------------------------

電子レンジ	
-------	--

9. エアコンディショナー等（3品目）

エアコンディショナー ガスヒートポンプ式冷暖房機 ストーブ	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
-------------------------------------	------------------------------

10. 温水器等（4品目）

ヒートポンプ式電気給湯器 ガス温水機器 石油温水機器 ガス調理機器	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
--	------------------------------

11. 照明（4品目）

LED 照明器具 LED を光源とした内照式表示灯 蛍光灯（直管型：大きさの区分40形蛍光灯） 電球形のランプ	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
--	------------------------------

12. 自動車等（3品目）

自動車	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
乗用車用タイヤ 2サイクルエンジン油	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする

13. 消火器（1品目）

調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

14. 制服・作業服（4品目）

制服 作業服 帽子 靴	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
----------------------	--------------------------

15. インテリア・寝装寝具（11品目）

カーテン 布製ブラインド 金属製ブラインド タフテッドカーペット タイルカーペット 織じゅうたん	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
---	--------------------------

ニードルパンチカーペット 毛布 ふとん ベットフレーム マットレス	
---	--

16. 作業手袋（1品目）

調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

17. その他繊維製品（7品目）

集会用テント ブルーシート 防球ネット 旗 のぼり 幕 モップ	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
---	--------------------------

18. 設備（7品目）

太陽光発電システム	調達の予定はない。
太陽熱利用システム	調達の予定はない。
燃料電池	調達の予定はない。
エネルギー管理システム	調達の予定はない。
生ゴミ処理機	調達の予定はない。
節水機器	調達の予定はない。
日射調整フィルム	調達の予定はない。

19. 災害備蓄用品（10品目）

ペットボトル飲料水 アルファ化米 保存パン 乾パン レトルト食品等 栄養調整食品 フリーズドライ食品 非常用携帯燃料 携帯発電機 非常用携帯電源	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
---	--------------------------

20. 公共工事（70品目）

公共工事の中で、基本方針に位置づけられた資材・建設機械を使用する場合は、原則として基本方針に定める判断の基準を満足するものを使用するものとする。

21. 役務（21品目）

省エネルギー診断	調達の予定はない。
印刷	調達目標は100%とする。
食堂	調達の予定はない。
自動車専用タイヤ更正	調達の予定はない。
自動車整備	調達目標は100%とする。
庁舎管理	調達の予定はない。
植栽管理	調達目標は100%とする。
加煙試験	調達の予定はない。
清掃	調達の予定はない。
タイルカーペット洗浄	調達の予定はない。
機密文書処理	調達の予定はない。
害虫防除	調達目標は100%とする。
輸配送	調達目標は100%とする。
旅客輸送	調達の予定はない。
蛍光灯機能提供業務	調達の予定はない。
庁舎等において営業を行う小売業務	調達の予定はない。
クリーニング	調達目標は100%とする。
飲料自動販売機設置	調達の予定はない。
引越輸送	調達目標は100%とする。
会議運営	調達目標は100%とする。
印刷機能等提供業務	調達の予定はない。

22. プラスチック製ごみ袋（1品目）

調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

II 特定調達物品等以外の令和2年度に調達を推進する環境物品等及びその調達の目標

1. 腕章を調達する場合には、制服・作業服の調達目標に準じて調達する。
2. OA機器、家電製品の調達に際しては、より消費電力が小さく、かつ、再生材料を多く使用しているものを選択する。
3. 上記のほか、環境物品等の調達に当たっては、できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努める。

III その他環境物品等の調達の推進に関する事項

1. 奄美群島振興開発基金内にグリーン調達のための連絡会議を引き続き設ける（別紙）。
2. 本調達方針は、本部及び出先事務所を対象とする。
3. 調達の実績については、毎年度各品目ごとに取りまとめ、公表する。

4. 機器類等については、できる限り修理等を行い、長期間の使用に努める。
5. 調達する品目に応じて、エコマーク等の既存の情報を活用することにより、基本方針に定める判断の基準を満たすことにとどまらず、できる限り環境負荷の少ない物品の調達に努める。
6. 物品等を納入する事業者、役務の提供事業者、公共工事の請負事業者等に対して、事業者自身が本調達方針に準じたグリーン購入を推進するよう働きかけるとともに、物品の納入に際しては、原則として本調達方針で定められた自動車を利用するよう働きかける。
7. 事業者の選定に当たっては、ISO 14001若しくは環境活動評価プログラム等により環境管理を行っている者又は環境報告書を作成している者を優先して考慮するように努める。
8. 本調達方針に基づく調達担当窓口は、総務企画課とする。

【別紙】

独立行政法人奄美群島振興開発基金グリーン調達推進体制の概要

本部長：理事長

副本部長：理事

事務局長：総務企画課長

事務局：総務企画課